

## 学費納付に関する内規（抜粋）

（学費）

第2条 学費とは、授業料、実習料、施設設備料をいう。

（留学の場合の学費）

第8条 海外留学生に関する規程第16条に定める協定海外留学生および認定海外留学生の学費は在学する者の学費と同額とし、留学期間中の学費を徴収する。ただし、認定留学生の学費のうち、実習料は免除する。

2 海外留学生に関する規程第17条に定める留学生の学費は当該外国大学の定めるところによる。

付 則

この内規は平成19年4月1日から施行する。